

中央

中央支援センター

中央支援センターは平成24年度から東成区において指定特定(計画)相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援を積極的に展開、3障害分け隔てなく支援することに努めてきた。

現在では3障害に加え、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などのケースも受けて、サービスを提供している。障害児相談も多数受けており、全体の4割を占める。

またこれまでの相談支援活動の中で、地域にある多数の障害福祉事業所や障害児支援事業所はもちろんのこと、フォーマルインフォーマルに関わらず、様々な社会資源とつながりを持ち、連携を深めてきた。平成28年度は、このネットワークを十二分に活かし、より重層的な相談支援事業を展開していく。

(平成28年度重点事項)

- 1 相談支援室長のもと、相談支援担当者の質の向上につながる相談支援担当者会議の運営、各支援センターの相談支援部門のスーパーバイズ、相談支援事業費請求事務の管理的役割等を充実する。
- 2 障害児早期療育事業のポニーの学校については、現在、療育を実施している島本町および河南町・太子町・千早赤阪村の地域でのニーズを把握し、適切に事業を継続する。

(指定特定相談支援・指定障害児相談支援)

【事業目的】

大阪市指定の特定相談支援事業・障害児相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

【運営方針】

- 1 事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、前3項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」と言う。)に基づく指定計画相談支援の事

業の人員及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守する。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28
電話06-6975-3370 FAX06-6975-3350

【職員配置】 管理者 1名 相談支援専門員 3名 事務職員 1名

【実施地域】 通常の事業の実施地域は大阪府内全域とする。

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで
ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く。

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者、難病等対象者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 利用者及びその家族の生活に対する意向
- (2) 総合的な援助の方針
- (3) 生活全般の解決すべき課題
- (4) 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- (5) 福祉サービス等の種類、内容、量
- (6) 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- (7) モニタリング期間に係る提案

(一般相談支援事業)

【事業目的】

障害者総合支援法に基づく指定地域移行支援事業及び指定地域定着支援事業(以下「指定一般相談支援事業」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の立場に立った適切な指定地域移行支援及び指定地域定着支援(以下「指定地域相談支援」という。)の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 指定地域移行支援の実施に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 指定地域定着支援の実施に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者

に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

- 3 指定一般相談支援事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
- 4 指定一般相談支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行うものとする。
- 5 前4項のほか、障害者総合支援法及び障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28
電話06-6975-3370 FAX06-6975-3350

【職員配置】 管理者 1名 相談支援専門員 3名
指定地域移行支援・指定定着支援に従事する者 3名 事務職員 1名

【実施地域】 通常の事業の実施地域は大阪府内全域とする。

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで

ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く。

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

【対象者】 知的障害者、身体障害者、精神障害者、難病等対象者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1)日常生活全般に関する相談
- (2)地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3)指定地域移行支援に関する内容
 - ①地域移行支援計画の作成及び評価
 - ②地域に移行するための活動に関する面接又は同行による支援
 - ③障害福祉サービスの体験的な利用
 - ④体験的な宿泊
- (4)指定利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じた常時の連絡体制の確保
 - ①緊急時における一時的な滞在等による支援
 - ②訪問等による利用者の状況の把握
- (5)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1)から(4)に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(早期療育・保育所等訪問支援事業)

【事業目的】

早期療育及び保育所等訪問支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

【運営方針】

- 1 事業所の従業者は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28
電話06-6975-3370 FAX06-6975-3350

【職員配置】 管理者 1名 児童発達支援管理責任者 1人 訪問支援員 2人

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで

ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く。

サービス提供時間 午前9時から午後4時まで

【実施地域】

早期療育については、島本町および河南町・太子町・千早赤阪村3町村合同との協議により実施する。

保育所等訪問支援事業は、大阪府下全域とする。

【サービスの提供方法及び内容】

早期療育においては、集団の中で基本的な生活訓練を行い、身辺の自立能力の向上や社会適応力の促進を図り、保護者には家庭での療育の知識や技術について助言や指導を行う。

保育所等訪問支援事業においては、障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。

- (1)障害児本人に対する支援(集団生活適応の為の訓練など)
- (2)訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)